

目次

四国運輸局編

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	10
3 自動車の保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	17
5 自動車の検査制度	21
6 整備工場の認証制度	33
7 指定制度（工場関係）	46
8 指定制度（検査員関係）	57
9 指定制度（保安基準適合証関係）	60
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	83

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	91
2 自動車の装置一般	100
3 自動車の車体関係	110
4 自動車の室内関係	119
5 自動車の騒音・排ガス関係	133
6 自動車の灯火関係	136
7 警音器・後写鏡・速度計 他	158
8 テスタ等による機能維持確認	168

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	185
2 過去問題と解説	187

第4章 年度別試験問題

1 令和4年度 第1回問題	224
2 令和4年度 第2回問題	237
3 令和3年度 第1回問題	250
4 令和3年度 第2回問題	261
5 令和2年度 第1回問題	272
6 令和2年度 第2回問題	284

第5章 暗記ノート

1 車両法	295
2 保安基準	306

《法令の改正》

◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和5年2月16日
第48次改正まで

本書の使い方

本書は、四国運輸局において平成30年度から令和4年度までに行われた5年間（合計10回分）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

- 第1章 車両法（10区分）
- 第2章 保安基準（8区分）
- 第3章 計算問題（4年：8回分）
- 第4章 年度別試験問題（3年：6回分）
- 第5章 暗記ノート（車両法・保安基準）

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
- ②選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する
- ③単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て単純穴埋め式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R4.1]であれば、令和4年度第1回の試験問題であることを示します。[R4.1/H30.1]の場合は、令和4年度第1回と平成30年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R4.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。なお、本書は令和5年2月16日時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を取り上げています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、令和4年度から過去3年（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、四国運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和5年版」や「自動車検査ハンドブック ワイド令和5年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和5年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

令和5年6月 編集担当：浅見／安藤

法令改正について：基本的に令和5年2月16日時点での法令に対応しています。

従って、2月17日以降の法令改正については、御注意下さい。

訂正について：本書に訂正が生じた場合、弊社ホームページに訂正内容を掲載しています。

お手数ですがそちらをご確認下さい。



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの
訂正ページ⇒該当する局の訂正を確認



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの案内
ページ⇒該当する局を選ぶ⇒訂正を確認

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人 自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と 自賠責保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と 自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
保適再交付の取扱い	保安基準適合証等の再交付の取扱いについて
校正の取扱い	自動車検査用機械器具の校正及び校正の結果不適合となった場合の 取扱いについて（通達）
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて （依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱（一般社団法人 日本自動車機械工具協会）
光吸収係数の 測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値 記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に 係る取扱いについて

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	7
2. 用語の定義	8
3. 自動車の種別	8
4. 自動車の種別の内容	9

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	10
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	12
4. 変更登録	13
5. 自動車登録番号標の表示の義務	13
6. 車台番号の打刻	15
7. 打刻の塗まつ等の禁止	15

3. 自動車の保安基準

1. 保安基準	16
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	17
2. 日常点検整備	18
3. 定期点検整備	18
4. 点検整備記録簿	20
5. 整備命令	21

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	21
2. 新規検査	22
3. 自動車検査証の記載事項	23
4. 自動車検査証の有効期間	24
5. 自動車検査証の有効期間(起算日)	25
6. 継続検査	27
7. 自動車検査証の備付け等	27
8. 自動車検査証記録事項の変更 及び構造等変更検査	29
9. 再交付	30
10. 予備検査	30
11. 限定自動車検査証	31
12. 自動車部品を装着した場合の取扱い	31

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	33
2. 特定整備事業の種類(対象とする自動車)	34
3. 認証基準	34
4. 特定整備の定義	38
5. 特定整備事業者の標識	40
6. 電子制御装置整備の外注	40
7. 特定整備事業者の変更届	41
8. 整備主任者	42
9. 特定整備事業者の義務	43
10. 特定整備記録簿	43
11. 事業場の設備の維持等	44
12. 特定整備事業者の遵守事項	44
13. 特定整備事業者の事業の停止等	46

7. 指定制度(工場関係)

1. 指定整備事業の指定	46
--------------	----

2. 対象自動車の指定	48
3. 技術及び管理組織の基準(1)	48
4. 技術及び管理組織の基準(2)	50
5. 作業場及び設備の基準	51
6. 自動車の検査の設備	53
7. 検査設備の共用	54
8. 設備の維持	55
9. 検査用機器の校正	55
10. 検査用機器の校正(不適合時の取扱い)	56

8. 指定制度(検査員関係)

1. 自動車検査員の選任と要件	57
2. 自動車検査員の兼任	58
3. 自動車検査員の研修	59
4. 自動車検査員の解任	59

9. 指定制度(保安基準適合証関係)

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	60
2. 指定事業者による点検の基準	62
3. 整備作業の一部の委託	63
4. 自動車検査員による証明	64
5. 自動車検査員による証明 (同一性の確認・継続検査)	64
6. 自動車検査員による証明 (同一性の確認・中古新規検査)	65
7. 自動車検査員による検査	65
8. 自動車検査員の服務	69
9. 自動車検査員の作業区分	70
10. 保安基準適合証の有効期間	71
11. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い (中古新規検査)	72
12. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い (継続検査)	72
13. 保安基準適合証の取扱い(記載方法)	73
14. 保安基準適合証の取扱い (走行距離計表示値の記載)	75
15. 適合標章の表示等	75
16. 保安基準適合証の取扱い (適合証綴等の保存)	76
17. 保安基準適合証の取扱い (不正使用の防止等)	77
18. 保安基準適合証の取扱い(再交付)	78
19. 保安基準適合証の取扱い (最終検査申請日)	79
20. 自賠責保険証明書書の備付け	80
21. 自賠責保険の確認と 保安基準適合証の交付	81

10. 指定制度(記録簿・罰則・変更届)

1. 指定整備記録簿	83
2. 指定整備記録簿の記載要領(1)	84
3. 指定整備記録簿の記載要領(2)	85
4. 指定整備事業者の罰則の適用	86
5. 保安基準適合証の交付の停止	86
6. 指定事業者の変更届等	87
7. 標識	88
8. 不正使用の禁止	88
9. 不正改造等の禁止	89

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び公害の防止その他の (2) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (3) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び (2) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (3) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び公害の防止その他の (2) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(3) を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、(1) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (2) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (3) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び公害の防止その他の (2) の保全並びに整備についての (3) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.2]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (1) の防止その他の環境の保全並びに (2) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の (3) に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.1]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、(1) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の (2) 並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.2]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び (2) の防止その他の (3) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.1]
- ☑9. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び公害の防止その他の環境の (2) 並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の (3) を増進することを目的とする。[H30.2]

- ◎正解 1…①安全性 / ②環境 / ③整備事業： 2…①安全性 / ②公害 / ③整備事業：
 3…①安全性 / ②環境 / ③公共の福祉： 4…①所有権 / ②公害 / ③整備事業：
 5…①安全性 / ②環境 / ③技術の向上： 6…①公害 / ②整備 / ③健全な発達：
 7…①所有権 / ②保全： 8…①安全性 / ②公害 / ③環境：
 9…①安全性 / ②保全 / ③福祉

[関係法令]

◆車両法◆第1条 (この法律の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

- ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
- ▷「資する」助けとなる。役立つ。
- ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
- ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. この法律で「自動車」とは、(①)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより(②)して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R4.1/R3.1/R2.1]

◎正解 1…①原動機 / ②牽引

[関係法令]

◆車両法◆第2条(定義)

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
 - ▷側車付を除いた二輪は総排気量 **0.125 ℓ以下**、その他のものは0.050 ℓ以下のものが原動機付自転車。
 - ▷排気量 **0.050 ℓ以下**は第一種原動機付自転車、その他のもの(0.050～0.124 ℓ)が第二種原動機付自転車。
4. この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令〔施行令第1条〕で定めるものをいう。
 - ▷軽車両は、原動機を使用しない馬車、牛車及び馬そり、自転車など。

3 自動車の種別

[過去出題例]

- ☑1. この法律に規定する(①)、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び(②)又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.2/R1.1]
- ☑2. この法律に規定する(①)、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の(②)及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.2]
- ☑3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び(①)並びに(②)の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.1]
- ☑4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の(①)及び構造並びに(②)の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R1.2/H30.2]

第2章 保安基準

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第2章において収録している過去問題については、実施年度に関わらずすべて「令和5年1月1日」を「自動車の製作年月日」として収録しています。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

また、一部問題については「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」から出題されているため、小型特殊自動車等の文言が含まれていますが、「審査事務規程」において検査することのない当該自動車については記述がないことを申し添えます。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	91
2. 不適切な補修等	92
3. 長さ、幅及び高さ	94
4. 最低地上高	95
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	96
6. 安定性	98
7. 最小回半径	99
8. 接地部及び接地圧	99

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	100
2. 速度抑制装置	100
3. 走行装置	101
4. 操縦装置	103
5. かじ取装置	104
6. 施錠装置	104
7. 制動装置	105
8. 衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	107
9. 緩衝装置	108
10. 燃料装置	109
11. 電気装置	109
12. サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム	110

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体(フェンダ/エア・スポイラ)	110
2. 車枠及び車体(その他の車体の形状)	112
3. リヤオーバーハング	113
4. 車体表示	114
5. 巻込防止装置	114
6. 突入防止装置	116
7. 前部潜り込み防止装置	118

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	119
2. 運転者席	120
3. 座席	122
4. 補助座席定員	123
5. 座席ベルト	123
6. 座席ベルト非装着時警報装置	125
7. 頭部後傾抑止装置(ヘッドレスト)	126
8. 通路	127

9. 乗降口	128
10. 非常口	129
11. 物品積載装置	129
12. 窓ガラス貼付物	131

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置(消音器)	133
2. 排出ガス等の発散防止装置(機能維持)	135
3. ブローバイ・ガス還元装置	135
4. 排気管	136

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	136
2. すれ違い用前照灯	137
3. 前部霧灯	138
4. 車幅灯	140
5. 昼間走行灯	141
6. 前部反射器	141
7. 側方灯/側方反射器	142
8. 番号灯	143
9. 尾灯	144
10. 後部霧灯	145
11. 後部反射器	146
12. 大型後部反射器	146
13. 再帰反射材	148
14. 制動灯	148
15. 補助制動灯	149
16. 後退灯	150
17. 方向指示器	151
18. 緊急制動表示灯	153
19. その他の灯火等の制限	153

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	158
2. 非常信号用具	158
3. 停止表示器材	159
4. 後写鏡	159
5. 直前及び側方の視界	161
6. 後退時車両直後確認装置	163
7. 窓ふき器等	164
8. 速度計等	164
9. 消火器	165
10. 運行記録計	165

11. 速度表示装置	166	3. 近接排気騒音の大きさ	169
12. 緊急自動車	166	4. 近接排気騒音の測定方法	171
13. 道路維持作業用自動車	166	5. CO・HCの濃度	174
14. 自主防犯活動用自動車	167	6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度	177
15. 旅客自動車運送事業用自動車	167	7. 光吸収係数の測定方法	178
16. 乗車定員	167	8. 走行用前照灯の明るさ及び照射方向	179
8. テスタ等による機能維持確認		9. すれ違い用前照灯の明るさ 及び照射方向	181
1. かじ取車輪の整列状態	168	10. 警音器の音の大きさ	183
2. 窓ガラスの透過率	169	11. 速度計の指度の誤差	184

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 「大型貨物自動車等」とは、車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）をいう。[R1.2]
- ☑2. ()とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[H30.2]
- ☑3. 「積車状態」とは、空車状態の自動車で運転者1名が乗車した状態である。[R2.1]
- ☑4. 審査事務規程の用語の定義において、(①)とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は(②)をいう。[H30.2/H30.1]
- ☑5. 「第一種座席ベルト」とは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。）であって、(①)点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の(②)の移動を拘束することのできるものをいう。[H30.2]
- ☑6. 第二種座席ベルトの備付けが必要な自動車の座席であって、二点式座席ベルトが備え付けられていたため、保安基準に適合すると判断した。[H30.2]

◎正解 1…○：2…空車状態：3…×（運転者1名⇒乗車定員の人員）：4…①損傷/②腐食：
5…①二/②腰部：6…×

[関係法令]

◆審査規程◆1-3 用語の定義（抜粋）

用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
お	大型貨物自動車等	車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）をいう。
く	空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。

せ	積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。
そ	損傷	当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。
た	第一種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く)であって、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
	第二種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
ね	燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。

2 不適切な補修等

[過去出題例]

[装置又は部品の補修]

- ☑1. 粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。)で制動灯が取付けられていたので、保安基準不適合と判断した。[R3.2改/R3.1改]
- ☑2. 粘着テープ類(自動車部品の補修を目的として設計・制作されたものを除く。)で制動灯が脱落しないように止められていたので、保安基準適合と判断した。[R2.2]
- ☑3. 小型乗用自動車の制動灯の灯火器が破損していたが、粘着テープ類(自動車部品の補修を目的として設計・制作されたものを除く。)により補修されていたので保安基準適合と判断した。[R1.1改]

[車体又は装置への表示]

- ☑4. 警音器の操作装置の識別表示が粘着テープ類(表示を目的として製作されたステッカーを除く。)に記入されていたため、不適切な補修に該当すると判断した。[H30.2]
- ☑5. 貨物自動車の最大積載量の表示が車体に表示することを目的として製作されていない粘着テープで表示されていたことから保安基準に不適合と判断した。[H30.1]
- ☑6. 乗車定員11人の専ら幼稚園の幼児の運送を目的とする自動車について、幼児の運送を目的とする自動車である旨の表示がマグネットにより取付けられており、手で容易に取り外すことができるものであったため、保安基準不適合と判断した。[R4.1]

[確認方法]

- ☑7. 灯火器、審査事務規程7-107(8-107)の直前及び側方の視界に係る鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準不適合と判断する。[R4.2]

◎正解 1…○：2…×：3…×：4…○：5…○：6…×：7…○

[関係法令]

◆審査規程◆4-4 不適切な補修等 [要約]

[保安基準に適合しないもの] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け
<p>ア. 粘着テープ類(*1)、ロープ類又は針金類による取付け</p> <p>イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け</p> <p>ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け</p> <p>エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類(*2)、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの</p> <p>オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの(*3)</p> <p>カ. 7-41(8-41)[運転者席]に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等と突っ張る仕組みのもの</p>
②装置又は部品の取外し
<p>ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火(赤色以外のものを含む)であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの</p> <p>▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。</p> <p>イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの(速度表示装置を除く)</p> <p>ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの</p>
③装置又は部品の補修
<p>ア. 粘着テープ類(*4)、ロープ類又は針金類による補修</p> <p>イ. 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの</p> <p>ウ. 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの</p> <p>エ. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等の異物が詰められているもの</p> <p>オ. 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの</p> <p>カ. 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの</p>
④車体又は装置への表示 ▷最大積載量の表示など
<p>ア. 貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているもの</p> <p>▷表示を目的として製作されたステッカーを除く。</p> <p>イ. 表示された内容が容易に消えるもの</p> <p>ウ. マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外することができるもの</p> <p>▷スクールバスの表示を除く(スクールバスの表示はマグネットや吸盤で取付けてもよい)。</p>

*1：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。

*2：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。

*3：溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。

*4：自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。

[確認方法] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 灯火器、7-107(8-107)[直前及び側方の視界]の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかめくろうとする等により確認する。
- ▷確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは保安基準に適合しない。

1. ブレーキ制動力

1. 制動力の単位	185
2. 制動力の判定基準値	186

2. 過去問題と解説

1. 令和4年度 第1回 問題	187
2. 令和4年度 第2回 問題	192
3. 令和3年度 第1回 問題	196
4. 令和3年度 第2回 問題	201
5. 令和2年度 第1回 問題	205
6. 令和2年度 第2回 問題	210
7. 令和元年度 第1回 問題	214
8. 令和元年度 第2回 問題	219

1 ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8m/s² = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキ・テストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要である、ということになる。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力の基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキ・テストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1,000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s² = 4,900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程 第9章 テスタ等による機能維持確認の[9-3 制動装置の性能及び制動能力(ブレーキ・テスト)]では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準(編集部要約)

最高速度が80km/h未満で車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車と非牽引自動車は対象外。

項目	計量単位	制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	N/kg 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
		kgf 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、50%を40%に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	N/kg 後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
		kgf 後車輪に係わる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。
左右の車輪の制動力の差	N/kg 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。	
	kgf 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の8%以下であること。	
駐車ブレーキ	N/kg 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。	
	kgf 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の20%以上であること。	

注①：審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

注②：ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3(用語の定義)より、空車状態の自動車に運転者1名(55kg)が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名(55kg)の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名(55kg)の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

- 「審査時車両状態」の前軸荷重 = 空車時前軸荷重 + 55kg
- 「審査時車両状態」の後軸荷重 = 空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の可否判定が出来るようになる。

◎試験では、ブレーキ制動力の問題について「N」か「kgf」のどちらかを選択できるようになっている。

また、以下の数値は計算値の適否を判定するために必要不可欠となるため、完全に暗記しておく必要がある。

- 「N」を選択する場合⇒「4.90N/kg以上」、「3.92N/kg以上（降雨時）」、「0.98N/kg以上」、「0.78N/kg以下」、「1.96N/kg以上」
- 「kgf」を選択する場合⇒「50%以上」、「40%以上（降雨時）」、「10%以上」、「8%以下」、「20%以上」

◎問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法などに注意する。

[計算値の末尾の処理方法]

単位	左右差	制動力の和
N	小数点第3位以下を切り上げ	小数点第3位以下を切り捨て
	小数点第2位まで	
kgf	小数点第2位以下を切り上げ	小数点第2位以下を切り捨て
	小数点第1位まで	

2 過去問題と解説

1 令和4年度 第1回 問題

R4.1

◎下記の自動車の保安基準の適合性について、以下の各問いに答えなさい。

また、審査時車両状態でブレーキ・テストを用いて主制動装置及び駐車ブレーキの制動力を計測した結果、(表1)のとおりであった。次の条件において保安基準に照らし、1～5の間に答えなさい。なお、制動力の計算にあたっては、N（ニュートン）又はkgfのどちらの単位を用いてもよいものとする。[改]

- [条件]
- 審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難であった。
 - 制動力計測時、ブレーキ・テストのローラは、乾いた状態であった。
 - 制動力計測時、自動車の全車輪ともロックしなかった。

(自動車検査証)

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
普通	乗用	自家用	ステーションワゴン	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
7人	—		1,740kg	2,125kg
	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
車両重量	970kg	— kg	— kg	770kg
			型式指定番号	類別区分番号

(表1)

制動力				
主制動装置	前軸	右	3920N	400kgf (kg)
		左	2940N	300kgf (kg)
	後軸	右	735N	75kgf (kg)
		左	1225N	125kgf (kg)
駐車ブレーキ	右	1470N	150kgf (kg)	
	左	1715N	175kgf (kg)	

- ☑1. 主制動装置の制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)

(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑2. 前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)

(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑3. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)

(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑4. 後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)

(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑5. 駐車ブレーキの制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)

(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

解説

【Nを用いた場合】

1. 主制動装置の制動力の総和

①制動力の総和は表1より、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{制動力の総和} &= \text{主制動装置 (前軸右+左) + (後軸右+左)} \\ &= 3920\text{N} + 2940\text{N} + 735\text{N} + 1225\text{N} = 8820\text{N} \end{aligned}$$

②審査時車両状態における自動車の重量は検査証及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

審査時車両状態における自動車の重量＝車両重量1740kg＋55kg＝1795kg

③以上の結果、主制動装置の制動力の総和は次のとおりとなる。

$$1 = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{8820\text{N}}{1795\text{kg}} = 4.913\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「3…」である。これを切り捨てると、答えは「4.91N/kg」となる。

判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾いた状態であることから「4.90N/kg以上」が適用される。計算値は「4.91N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

2. 前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差

①制動力の前輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

制動力の前輪左右差＝主制動装置（前軸右－左）＝3920N－2940N＝980N

②審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前前軸重）＋55kg＝970kg＋55kg＝1025kg

③以上の結果、前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$2 = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{980\text{N}}{1025\text{kg}} = 0.956\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り上げる。小数点第3位以下はこの場合「6…」である。これを切り上げると、答えは「0.96N/kg」となる。

判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.96N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

R4.1

3. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和

①後軸の制動力の和は表1より、次のとおりである。

後軸制動力＝主制動装置（後軸右＋左）＝735N＋1225N＝1960N

②審査時車両状態における後軸重は検査証より、770kgである。

③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和は次のとおりとなる。

$$3 = \frac{\text{後軸の制動力の和}}{\text{審査時車両状態における自動車の後軸重}} = \frac{1960\text{N}}{770\text{kg}} = 2.545\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「5…」である。これを切り捨てると、答えは「2.54N/kg」となる。

判定基準値は「0.98N/kg以上」であり、計算値は「2.54N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

4. 後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差

①制動力の後輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

制動力の後輪左右差＝主制動装置（後軸左－右）＝1225N－735N＝490N

②審査時車両状態における後軸重は、検査証より、770kgである。

③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$4 = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{490\text{N}}{770\text{kg}} = 0.636\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り上げる。小数点第3位以下はこの場合「6…」である。これを切り上げると、答えは「0.64N/kg」となる。

判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.64N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

第4章 年度別試験問題

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第4章において収録している過去問題については、実施年度に関わらず全て「令和5年1月1日」を「自動車の製作年月日（継続生産車）」として収録しています。

年度別試験問題

1. 令和4年度 第1回問題	224	4. 令和3年度 第2回問題	261
2. 令和4年度 第2回問題	237	5. 令和2年度 第1回問題	272
3. 令和3年度 第1回問題	250	6. 令和2年度 第2回問題	284

1 令和4年度 第1回問題

【1】 次の各々に掲げる事項については、道路運送車両法（以下「法」という。）又は道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部を抜粋したものです。（ア）～（ト）にあてはまる適切な字句を選択表から選び、その番号を記入しなさい。（同一の番号を何回使用してもよい。）

1. 【法第1条】（この法律の目的）

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ア）の確保及び（イ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ウ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 【法第2条】（定義）

この法律で「自動車」とは、（エ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより（オ）して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3. 【法第60条】

国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については（カ）を指定しなければならない。

4. 【法第62条】（継続検査）

国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に（キ）を記入して、これを当該自動車の使用者に（ク）し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に（ク）しないものとする。

5. 【法第66条】（自動車検査証の備付け等）

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより（ケ）を表示しなければ、（コ）の用に供してはならない。

6. 【法第71条】（予備検査）

自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その（サ）は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

7. 【施行規則第3条】（（シ）の定義）

法第49条第2項の（シ）とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「（ス）」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「（セ）」という。）をいう。

- （1） 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- （2）～（7）（略）

(8) 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

(9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

8. 【施行規則第8条の2】（自動車登録番号標の表示）

法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の（ソ）に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する（タ）にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

9. 【施行規則第37条の3】（検査標章）

検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の（チ）に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の（ツ）に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。

10. 【施行規則第44条】（自動車検査証等の有効期間の起算日）

自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の（テ）前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、（ト）前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。[改]

【1】 選択表

1. 牽引	2. 封印	3. 左上部	4. 安全性
5. 小型特殊自動車	6. 検査標章	7. 取付	8. 走行
9. 交付	10. 返付	11. 保安基準適合証	12. 運行
13. 使用者	14. 満了日	15. 整備士	16. 1月
17. 3月	18. 連結	19. 特定整備	20. 電子制御装置整備
21. 後面	22. 識別	23. 認証整備	24. 指定整備
25. 内燃機関	26. 自動車登録番号	27. 分解整備	28. 有効期間
29. 事故	30. 交通の安全	31. 所有者	32. OBD
33. 整備事業	34. 原動機	35. 公害	36. 車両番号
37. 右上部	38. 大型特殊自動車	39. 9月	40. 2月

【1】

1. アー4：イー35：ウー33：車両法1条
2. エー34：オー1：車両法2条2項
3. カー36：車両法60条1項
4. キー28：クー10：車両法62条2項
5. ケー6：コー12：車両法66条1項
6. サー13：車両法71条4項
7. シー19：スー27：セー20：施行規則3条
8. ソー22：ター38：施行規則8条の2 1項
9. チー21：ツー3：施行規則37条の3 1項
10. テー16：トー40：施行規則44条1項

【2】

1. ×：自賠法8条
2. ○：施行規則3条1項5号、分解整備の定義に関する照会について（平成9年自整第172号）
3. ○：施行規則44条1項
4. ×（5トン⇒7トン）：施行規則35条の3 1項27号
5. ×（9月16日⇒9月15日）：指定規則9条1項
6. ○：整備事業の取扱い 別紙3の2 2 (5)
7. ○：車両法81条1項3号
8. ○：車両法7条3項3号、施行規則2条の3 1項
9. ○：自動車特定整備事業者の遵守事項の取扱いについて 記2
10. ○：整備事業の取扱い 別紙3の2 3 (1)イ
11. ×（予備検査には「自動車部品の取扱い」の規定は適用されない）：自動車部品の取扱い
12. ○（自賠責保険の契約が締結されているかの確認は、事業者が担う）：車両法94条の5、指定規則7条1項、自賠法9条7項
13. ×（2時間以内⇒1時間以内）：整備事業の取扱い 別添3第2 3 (2)
14. ×（最終検査申請日は令和4年9月5日）：保適の有効期間と自賠責保険の取扱い 1

15. ×（車体前部の整備作業は不可）：整備事業の取扱い 別添1 第2 4、施行規則3条1項8号
16. ×（ロックする直前の制動力を計測し、該当する車軸欄に計測値を記載するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」と記入する）：指定整備記録簿の記載要領 別紙 制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (3) (注)
17. ○：電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領 2. (1)
18. ×（新規検査では、自賠責保険証明書そのものを提出することになっているため、適合証の保険期間欄に保険期間を転記する必要はない）：自賠法9条1項、指定規則第1号様式備考
19. ○：車両法48条1項1号
20. ×（小型四輪自動車の指定が必要）：指定規則 5号様式 備考

【3】

1. アー2：車両法91条3項
2. イー6：車両法94条の8 1項
3. ウー1：エー4：施行規則57条1項7号ハ
4. オー1：指定規則4条の2 1項1号、整備事業の取扱い 別添3第2 4 (1)
5. カー1：キー6：指定規則4条1項1号
6. クー3：ケー2：コー4：自動車部品の取扱い 記1 (2) ③

【4】

1. アー34：イー33：車両法78条1項
2. ウー22：エー21：車両法94条の2 1項
3. オー16：カー1：車両法94条の4 4項
4. キー36：クー10：車両法94条の5 1項
5. ケー37：コー30：車両法98条2項
6. サー7：シー18：施行規則57条1項5号
7. スー39：セー3：指定規則12条1項
8. ソー19：ター9：整備事業の取扱い 別添3第3 (2)

1 車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【①】に関し、【②】についての公証等を行い、並びに【③】及び【④】その他の環境の【⑤】並びに【⑥】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【⑦】の健全な発達に資することにより、【⑧】を増進することを目的とする。

- 1. ①道路運送車両
- ②所有権
- ③安全性の確保
- ④公害の防止
- ⑤保全 ⑥整備
- ⑦整備事業
- ⑧公共の福祉

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、【①】、【②】及び【③】をいう。

- 2. ①自動車
- ②原動機付自転車
- ③軽車両

3. この法律で「自動車」とは、【①】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で【②】若しくは架線を用いないもの又はこれにより【③】して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

- 3. ①原動機
- ②軌条ひん
- ③牽引

(自動車の種別)

4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、【①】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【②】及び【③】並びに【④】の種類及び【⑤】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

- 4. ①軽自動車
- ②大きさ
- ③構造
- ④原動機
- ⑤総排気量

(自動車の種別の内容)

5. 小型自動車の大きさは、長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下である。

- 5. ① 4.70
- ② 1.70
- ③ 2.00

6. 四輪の軽自動車の大きさは、長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下である。

- 6. ① 3.40
- ② 1.48
- ③ 2.00

(登録の一般的効力)

7. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車【①】に【②】を受けたものでなければ、これを【③】の用に供してはならない。

- 7. ①登録ファイル
- ②登録
- ③運行

(新規登録の申請)

8. 新規登録の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。

- 8. ①自動車予備検査証
- ②完成検査終了証

(1) 第71条第2項の規定による有効な【①】の交付を受けている自動車

..... 【①】

(2) 第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

..... 同条第4項の規定による【②】

(3) 第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第94条の5第1項の規定による有効な【③】の交付を受けている乗用自動車等(人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものをいう) …… 【③】

(4) 第71条の2第1項の規定による有効な【④】の交付を受けた後に第94条の5の2第1項の規定による有効な【⑤】の交付を受けている自動車 …… 【④】及び【⑤】

- ③保安基準適合証
- ④限定自動車検査証
- ⑤限定保安基準適合証

(自動車登録番号標の封印)

9. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車【①】は、これを取り外してはならない。ただし、【②】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

- 9. ①登録番号標
- ②整備

10. 封印の取りつけは、自動車の【①】に取りつけた自動車登録番号標の【②】の取りつけ箇所に行うものとする。

- 10. ①後面
- ②左側

(変更登録)

11. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の【①】若しくは【②】若しくは住所又は【③】に変更があったときは、その事由があった日から【④】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

- 11. ①氏名
- ②名称
- ③使用の本拠の位置
- ④15

(自動車登録番号標の表示)

12. 自動車は、第11条第1項の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車【①】の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、【②】の用に供してはならない。

- 12. ①登録番号
- ②運行

13. 法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車【①】の【②】に支障が生じないものとして【③】で定める位置とする。ただし、三輪自動車、【④】又は国土交通大臣の指定する【⑤】にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

- 13. ①登録番号
- ②識別
- ③告示
- ④被牽引自動車
- ⑤大型特殊自動車

(打刻の塗まつ等の禁止)

14. 何人も、自動車の【①】又は原動機の【②】の打刻を【③】し、その他【①】又は原動機の【②】の【④】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【⑤】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

- 14. ①車台番号
- ②型式
- ③塗まつ
- ④識別
- ⑤整備

書籍の訂正について

本書の記載内容について正誤が発生した場合は、弊社ホームページに正誤情報を掲載しています。

株式会社公論出版 ホームページ

書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書籍に関するお問い合わせ

メール



inquiry@kouronpub.com

問合せフォーム



または



FAX



03-3837-5740

必要事項

- ・お客様の氏名とフリガナ
- ・FAX番号 (FAXの場合のみ)
- ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容

※お問い合わせは、本書の内容に限ります。また、回答までにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

令和5年(2023年)版 四国運輸局施行 自動車検査員教習試験 問題と解説

- 発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 東京都台東区上野3-1-8
TEL 03-3837-5745 (販売) / 03-3837-5731 (編集)
- 発行日 令和5年6月
- 定 価 3,300円 / ▪ 送 料 300円 (共に税込)